

# 船舶「万里号」点検整備業務

## 見積仕様書

令和 7 年 4 月

独立行政法人水資源機構  
豊川用水総合管理所

## 第1章 総則

### 第1節 総則

#### 1-1 適用

本見積仕様書は、船舶「万里号」点検整備業務（以下「本業務」という。）に適用する。

#### 1-2 概要

本見積仕様書は、独立行政法人水資源機構 豊川用水総合管理所が豊川用水管理事業で予定している業務の積算の参考とするための参考見積を徴収するためのものである。

### 第2節 見積内容

#### 2-1 業務概要

本業務は、水源管理所が管理している宇連ダムにある船舶「万里号」の機能を正常に維持し、円滑な運用を図るための点検を行うものである。

#### 2-2 業務場所

愛知県新城市川合大字大嶋地内（宇連ダム）

#### 2-3 履行範囲

本業務の履行範囲は、宇連ダム船舶「万里号」の以下に示す点検整備等である。

| 名称          | 数量  | 作業内容                        |
|-------------|-----|-----------------------------|
| 船舶陸揚げ・揚げ下ろし | 1 式 | 船舶を陸揚げ・揚げ下ろしする。             |
| 船外機分解点検     | 1 式 | 別途示す不具合箇所の原因を特定するため分解点検を行う。 |
| 船舶点検        | 1 式 | 別紙ー1「船舶点検チェックシート」による点検を行う。  |
| 船舶検査受検代行    | 1 式 | 検査申請及び検査立ち会いを行う。            |

### 第3節 履行一般

#### 3-1 支給品

本業務において次のものを支給する。

##### 1. 燃料

船舶の試運転等に必要な燃料を支給する。

#### 3-2 貸与品

本業務において次のものを貸与する。

##### 1. 揚陸用ジブクレーン

船舶陸揚げ・揚げ下ろしに必要となるジブクレーンを貸与する。

##### 2. インクライン

船舶の揚げ下ろしに必要となるインクラインを貸与する。

## 第2章 点検整備等

### 第1節 船舶「万里号」の仕様

船舶「万里号」の仕様は以下の通りである。

|                                |         |                       |                 |
|--------------------------------|---------|-----------------------|-----------------|
| 船種及び船名                         |         | 汽船 万里号<br>(宇連ダム)      |                 |
| 船舶番号、船舶検査済票の番号又は<br>漁船登録番号     |         | 第240-33424号           |                 |
| 船籍港又は定係港                       |         | 愛知県新城市                |                 |
| 総トン数又は船舶の長さ                    |         | 5トン未満<br>6.34メートル     |                 |
| 用 途                            |         | 作業船                   |                 |
| 船舶所有者                          |         | 独立行政法人 水資源機構          |                 |
| 航行区域又は従業制限                     |         | 平水区域                  |                 |
| 最大とう載人員                        |         | 10 人                  |                 |
| 制限汽圧                           |         |                       |                 |
| その他の航行上の条件                     |         | 日没から日出までの間の航行を禁止する。   |                 |
| 船舶検査の有効期間                      |         | 平成35年 5月16日まで(有効期限切れ) |                 |
| 船<br><br><br><br><br><br><br>体 | 船 質     |                       | F R P           |
|                                | 主要目     | 長さ(LR)                | 6.34 m          |
|                                |         | 幅 (BR)                | 2.35 m          |
|                                |         | 深さ(DR)                | 1.06 m          |
|                                |         | 全 長                   | 7 m以上12 m未満     |
|                                |         | 総トン数                  |                 |
|                                | 製造者名    |                       | ヤマハ発動機 (株)      |
|                                | 製造者型式   |                       | G C 2           |
|                                | 製造番号    |                       | 0810001         |
|                                | 予備検査番号  |                       | 92-9384         |
| 機<br><br><br><br><br>関         | 船体識別番号  |                       | JP-MLIT0146089B |
|                                | 機関の種類   |                       | 船外機             |
|                                | 製造者名    |                       | スズキ (株)         |
|                                | 製造者型式   |                       | 11502F          |
|                                | 製造番号    |                       | 212920          |
|                                | 予備検査番号  |                       |                 |
|                                | 連続最大出力  |                       | 84.60KW 115.0PS |
|                                | 連続最大回転数 |                       | 5,500 rpm       |

### 第2節 点検整備等内容

第1章第2節 2-3に記載した作業内容の詳細は以下の通りである。

#### 1. 船舶陸揚げ・揚げ下ろし

現在、船舶「万里号」はインクライン上に保管されているが、インクライン脇の揚陸用ジブクレーンにより陸揚げし、点検整備等を実施するものとする。ただし、吊り具等必要な資機材は貴社で用意するものとする。

船外機分解整備完了後は、揚陸用ジブクレーンによりインクライン上に運搬し、インクラインにより湖面に下ろし、ダム湖にある係船設備に係留するものとする。なお、係留の際にエンジンを作動させてはならない。

#### 2. 船外機分解点検

船外機については、過年度の点検整備の中で冷却水が排出されない等の不具合が確認されていることから分解点検を実施するものとする。

また、分解点検に合わせて劣化等が確認された部品については、追加で部品交換を指示する

ことがあるが、その件については設計変更の対象とする。

なお、分解点検を実施するにあたって現地作業のみでは困難な場合は、工場等での点検を実施してよいものとする。ただし、運搬にあたっては健全な箇所を損傷させないように十分注意して行うものとする。

### 3. 船舶点検

別紙-1「船舶点検表」にある項目の船舶点検を行うものとする。ただし、試運転については、船舶を湖面にある係船設備に係留し実施するものとする。

点検の結果、不具合が確認された箇所については追加整備を指示することがあるが、その場合は設計変更の対象とする。

### 4. 船舶検査受検代行

現状、船舶「万理号」の船舶検査証書の有効期限は切れていることから、船舶点検完了後は、湖面上での使用のため船舶検査を受検する必要があることから、その受検代行を行うものとする。

受検代行とは、検査申請に始まり検査時の立ち会いまでのことをいう。

さらに、検査申請とは、本件に係わる小型船舶の検査等に関する申請に際し、一切の権限・事務手続きを委任する手続きをいい、検査時の立ち会いとは、検査官との技術的な応対を行うことをいう。

なお、検査終了後の後日に船舶検査証書及び船舶検査手帳等の納入を行うものとする。